

1 子ども・若者育成支援事業の実施 ※別添資料スケジュール（案）参照

(1) 事業の内容

子ども・若者の健やかな育成等、総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進することを目的として施行された「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援する体制を構築する。

具体的には、平成29年度は、全庁横断的な庁内検討組織を立ち上げるとともに、(仮称)葛飾区子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という。)の設置や、(仮称)葛飾区子ども・若者計画(以下「計画」という。)を策定するために必要となる実態調査を行う。

この調査を基に、平成30年度は実際の計画策定を進め、平成31年度当初から計画を実施していく。

(2) 協議会の設置

社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への支援のネットワークである協議会を設置する。協議会の委員は、子ども・若者育成支援推進法第2条第6項にある教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用の関係団体の代表者などを予定している。

この協議会では、支援に必要な情報交換や連携を図っていくほか、実態調査に関することや計画の策定等も行っていく。

(3) 計画の策定

子ども・若者の実態を把握するための調査や計画策定については、庁内検討組織での検討を踏まえながら、協議会で決定していく。

また、実態調査の実施や計画策定は、コンサルタント事業者を導入して行っていく。

2 子どもの居場所創設事業の検討

子ども・若者育成支援推進法の目的の実現や様々な困難や事情を有する子どもや保護者を支援していくため、子どもの居場所として適した空間を創設する。

全ての子どもを対象に、特に集団行動が苦手な子どもなどが気軽に来れるような場所とし、この居場所を子どもや家庭の生活の質の向上への支援を行う拠点としていく。

具体的には、①子どもたちが気軽に立ち寄れる居場所の提供事業、②子どもに対する学習支援事業、③親に対する養育支援事業、④食事提供等の生活支援事業を実施できるようにする。

事業は、これから整備を進めていく子育て支援拠点施設で実施していくほか、民間団体への事業立ち上げを含めた支援を行うことで、複数の地域での設置を目指していく。

(仮称)葛飾区子ども・若者計画 平成29年度スケジュール (案)

子ども応援課

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平成30年度				
全体	計画の方向性検討	5/22 春トップ	2定			3定 進捗報告	秋トップ		4定			1定 調査結果委員会報告	委員会報告 ・3定 骨子案 ・4定 素案・パブコメ実施 ・1定 計画(最終)				
内部会議		第1回 庁内検討会				第2回 庁内検討会					第3回 庁内検討会		3回程度開催予定				
外部会議	会議体設置準備 (開催回数・内容検討、委員検討及び依頼)					第1回 顔合わせ方向性確認		第2回 実態調査(区民アンケート)説明			第3回 調査結果速報値		3回程度開催予定				
契約	委託プロポ準備	プロポーザルによる委託業者選定・契約事務					業務開始(31年3月31日まで)										
調査・計画		事前準備 (調査内容・方法・対象等精査) 【現時点での調査案】 ①基礎調査(既存事業等現状整理) ②実態調査(区民アンケート)					①基礎調査(既存事業等現状整理) (各課・関係団体等ヒアリング)		②実態調査(区民アンケート)組立て		②実態調査(区民アンケート)実施		①②調査結果まとめ 報告書作成	計画骨子案 7~8月	計画素案 11月	パブコメ 12~1月	計画策定 31年3月